

「JAバンク基本方針」の一部変更について

定款第40条第1項第2号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

1 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組み（以下「JAバンクシステム」という）を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取組みとして、JA・信連（以下「JA等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資金注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

2 令和7年3月13日変更の主な内容

令和7年3月13日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、同日より実施されました。

JAバンク会員が、厳しさを増す経営環境のなかで、経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、主に以下のとおり変更されました。

(1) 健全性維持に向けた対応

将来の環境変化を見越した自律的な取組み、よりの確かつ効率的に改善に向けた取組みを進めるため、以下a～cについてJAバンク基本方針を変更する。

- a 「資産精査の実施基準」に、有価証券評価損を考慮する「資産精査実施にかかるストレステスト後自己資本比率（8%未満）」を追加する。
- b 要改善JA（経営点検基準）指定基準を、貸出等債権・有価証券に対象を絞る「要改善JA指定にかかるストレス後自己資本比率8%未満」に変更する。
- c レベル格付指定基準（業務執行体制）について、信用事業の内部統制に重大な支障があるかどうかの観点から以下2点を変更する。
 - (a) 「『要改善JA（不祥事点検基準）』指定要件に該当する不祥事が多発した場合」を「再発JAにおいて、『要改善JA（不祥事点検基準）』指定要件に該当する信用事業での不祥事件が新たに発生した場合」に変更する。
 - (b) 「役員が関与する等ガバナンスに問題ある不祥事件（子会社含む）が発生した場合」を「信用事業に権限を有する役員が関与する不祥事件（子会社含む。以下同じ）または役員が関与する信用事業での不祥事件が発生した場合」に変更する。

以上